

鎌情・個審議第13号  
平成28年 1月18日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会 長 安 富 潔

情報公開制度及び個人情報保護制度の見直しについて（答申）

平成27年12月28日付け、鎌総第2799号「情報公開制度及び個人情報保護制度の見直しについて」をもって諮問を受けたことについて、別紙のとおり答申します。

市におかれましては、この答申の内容を踏まえ、情報公開事務及び個人情報取扱事務の適切な運用に取り組まれますよう希望いたします。

1 改正後の行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「改正法」という。）に基づく審査請求のあり方について

改正法に基づく鎌倉市情報公開条例及び鎌倉市個人情報保護条例に係る審査請求については、現行の制度を基本とし、鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行うよう条例を整備する必要がある。

（説明） 改正法においては、第 9 条において審査請求の手続きは審理員を指名することとされ、審理員による審理の手続きの後、行政不服審査会に諮問し、その答申を受けて審査庁が裁決を行うこととされているが、同条第 1 項ただし書において、条例に基づく処分について、条例に特別の定めがある場合には、この限りでないとしている。

改正法第 9 条第 1 項ただし書の行政解釈として、「いわゆる情報公開条例に基づく処分について、地方公共団体の情報公開審査会が諮問を受けて実質的な審理を行っている場合などに審理員を指名しないと条例で定めることが想定される。」（総務省行政管理局『逐条解説行政不服審査法』（平成 27 年 4 月））とされている。

審理員制度の導入趣旨である審理の公正性・透明性を高め、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを制度目的とする改正法の求める手続き保障の水準を確保することによって、改正法第 9 条第 1 項ただし書きによる本文の適用を除外する特別の定めを設ける条件を満たすと考えられる。

鎌倉市の情報公開制度及び個人情報開示制度においては、平成 6 年度より、鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会（平成 18 年改正前の鎌倉市情報公開審査会及び鎌倉市公文書公開審査会を含む。以下「審査会」という。）が、鎌倉市情報公開条例及び鎌倉市個人情報保護条例における不服申立てについての審査を行っており、その実績を有している。審査会による審査においては、実施機関の諮問に対して、実施機関の判断の妥当性について不服申立人及び実施機関双方の主張並びに審査会の有する知見を基に答申を行っており、不服申立てに対する実施機関の決定について公正性・透明性を担保してきたと考える。

審査会での審査は実施機関から独立して行われており、その答申を公表し、実施機関がその答申を踏まえつつ最終的な判断を行う仕組みは、不服申立てに対する合理的な解決を図るとともに、その判断の内

容及び過程の透明性を高め、行政に対する市民の信頼を確保する上でも有効と考えられる。

これらのことから、鎌倉市の情報公開制度及び個人情報開示制度における不服申立制度は、改正法の求める公正性及び透明性を確保しているものとする。

以上のことから、鎌倉市の情報公開制度及び個人情報開示制度については、審理員の審理を経て、行政不服審査会に諮問するという手続きによるものではなく、現行の制度を維持した上で、審査会に諮問することとするのが妥当である。

## 2 鎌倉市情報公開条例及び個人情報保護条例の改正における審理員を置くことを定めた規定の適用除外について

鎌倉市情報公開条例及び鎌倉市個人情報保護条例には、審査請求にあたって改正法第9条第1項本文の適用を除外することを規定すべきである。

(説明) 改正法第9条第1項ただし書では、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合には、審理員を置くことを定めた改正法第9条第1項本文の適用を除外することができる。とされている。

そのためには、条例に特別の定めを置く必要があるため、鎌倉市情報公開条例及び鎌倉市個人情報保護条例に改正法第9条第1項本文を適用しない旨の規定を設けることが必要である。